

## Q&A

### Q オンライン提出の方法は？

A 今回から厚生労働省のシステムから提出が可能となりました。詳細・お問い合わせは【医療従事者届出システム】を検索してください。オンライン提出の方は厚労省のシステムから提出してください。横須賀市保健所では、紙提出の方の受け付けをします。

### Q 看護師免許を持っているが、無職の場合も対象か？

A 看護業務に従事している方が対象です。無職の方および、看護業務に従事していない方（免許を使用しない職の方）は提出不要です。

### Q 休暇中、休職中、産休・育休等の看護職も対象か？

A 就業先を退職しておらず、雇用関係が継続していれば対象です。  
休職中の方は、常勤換算の欄は「2 短時間労働者」を選択し、0人と記入してください。

### Q 病院や一般診療所以外で勤務する看護職も対象か？

A 訪問介護ステーション、企業内診療所、老健、看護学校、大学（看護学部）等の施設はいずれも対象ですので、提出する必要があります。

### Q 複数の事業所に勤務しているが、どうすればよいか？

A 主たる業務に従事しているもの（長時間勤務している場所）についてのみ、届出をしてください。複数勤務していても、届出はひとり1通だけです。

### Q 常勤換算の計算方法は？

A フルタイムの1週間の所定労働時間を、40時間程度（1日8時間、週5日勤務）としています。  
短時間勤務の方は、 $40(\text{フルタイム時間}) \div 1 \text{ 週間当たりの労働時間}$  を計算し、小数点以下第1位まで記入してください。常勤換算値は0.1~0.9となります。

### Q 特定行為研修とは何ですか？

A 平成27年10月1日施行の保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第4号に規定する研修のことです。この研修を受講し、「特定行為研修修了証」を交付された区分または領域別パッケージ研修についてのみ該当番号に○を付けてください。現在、研修中の区分は記入しないでください。特定行為研修を修了されていない方は、「2. 無」を選択し、裏面の記入は不要です。

### Q 罰則はあるか？

A 違反した者には50万円以下の罰金に処するとされています。（保健師助産師看護師法第45条）

- \* 二重に届出をしないよう、ご注意ください。
- \* 紙提出の方で記入漏れ等があるときには、勤務先に確認の電話をする場合があります。再度、記入漏れのないことをご確認いただき、提出をお願いいたします。